

川越市子育てファミリー応援給付金 よくある質問と回答

R7.4.1版（※随時追加します）

No.	質問	回答
1	川越市子育てファミリー応援事業はどんな事業ですか？	川越市内に住所を有し、申請時に満1歳未満のお子さんと川越市内で同居している保護者に、1万円の現金を給付するものです。申請時指定いただいた口座に振り込みを実施します。ただし、対象のお子さん1人につき、1回限りの支給となります。
2	いつから、どこで申請できるのですか？	川越市内での出生、川越市への転入手続き後（住民登録が完了した後）に申請が可能です。窓口（市役所3階こども政策課、西口連絡所、各市民センター）での申請、郵送申請のほか、電子申請が可能です。
3	申請対象の子どもと、それぞれの申請期限はいつまでですか？	対象となるお子さんの満1歳の誕生日の前日までです。 例1）令和5年3月31日生まれのお子さん・・・事業の対象期間外となりますので、給付対象となりません（申請いただけません）。 例2）令和6年6月1日生まれのお子さん・・・令和8年5月31日が申請期限 例3）令和6年9月3日生まれのお子さん・・・令和8年9月2日が申請期限 例4）令和7年2月28日生まれのお子さん・・・令和8年2月28日が申請期限
4	郵送申請の場合はどこに送付したらよいのですか？	〒350-8601 川越市元町1-3-1 川越市役所 こども政策課 川越市子育てファミリー応援給付事業担当 まで送付をお願いします。
5	申請書等はどこにありますか？	出生・転入届の際に窓口でリーフレット、申請書を配布します。 また、市ホームページにも掲載しています。
7	令和7年9月に双子を出産予定で、市内で家族同居します。申請はどのようにしたらよいのですか？	出生日以降、2人のお子さん分、計2万円の申請が可能です。①電子申請の場合、同時に3人まで1度に申請できます。②申請書をご利用の場合、氏名欄に2人分のお名前を記入の上、提出してください。（※4人以上対象のお子さんがある場合は、電子申請は複数回に分けて申請をお願いします）

No.	質問	回答
8	3人の子ども（令和4年6月生まれ、令和6年3月生まれ、令和7年6月生まれ）がいます。3人分の申請ができるのでしょうか？	対象となるのは、令和5年4月1日生まれ以降のお子さんかつ満1歳未満のお子さんとなりますので、申請は1人分（令和7年6月生まれ）のみとなります。
9-1	父、母、子で同居しています。父・母どちらが申請できるのですか？	いずれでも申請可能です。ただし、支給は対象のお子さん1人につき1回のみとなります。
9-2	親の介護のため、父が別居しています。児童手当は別居監護申立書を提出し、認められています。本給付金は誰が申請できるのですか？	本給付金に別居監護の規定はありません。申請可能なのは対象のお子さんと同居している方のみとなりますので、お母さまのみが申請可能です。ただし、振込口座は児童手当の口座を選択することも可能です。
10-1	住民票は川越にあるのですが、実家の北海道に帰って里帰り出産をしました。申請の対象となるのでしょうか。	本事業は、川越市内に住所を有し、満1歳未満のお子さんと川越市内で同居している保護者が申請可能なものであるため、里帰り出産で住民票を動かさず、一時的に川越市外に出ている場合についても申請は可能です。
10-2	住民票は東京にあるのですが、実家の川越に帰ってきて里帰り出産をしました。申請の対象となるのでしょうか。	本事業は、川越市内に住所を有し、満1歳未満のお子さんと川越市内で同居している保護者が申請可能なものであるため、里帰り出産で住民票を動かさず、一時的に川越市内で生活されている場合は申請できません。
11	埼玉県「子育てファミリー応援事業」とはどう違うのですか？	埼玉県は、市町村が、独自事業として第1子からの補助等を実施している場合、対象乳児1人あたり対象市町村事業の2倍相当額（最大1万円）の子育て用品等を配布する事業を実施しています。 川越市も「川越市子育てファミリー応援事業」の実施をもって、県事業の対象地域となっています。別途県への申請により、対象となる方は、川越市の1万円に加え、別に県に申請することにより、県より1万円相当の子育て用品等を受け取ることができます。 ただし、県は令和7年3月31日生まれのお子さままでを対象とし、以降の事業を終了したため、令和7年4月以降に出生のお子さまの場合、県事業の対象とはなりません。

No.	質問	回答
12	市への申請をすれば、県への申請をせずともギフトをもらえるのでしょうか？	県へは別途申請が必要です。市申請のみでは、県ギフトは受け取れません。 県管轄のサイトより、電子申請となります。当該ページより県リーフレットを表示し、掲載されている二次元コードより直接申請してください。リーフレットの表示パスワードは川越市こども政策課までお問い合わせください。
13-1	令和7年9月に出産予定であり、川越市に住民票を置き、同居する予定ですが、10月に家族で東京に引っ越す予定です。今回の給付金の対象となりますか？	今回の給付金は、申請時に対象となるお子さんと川越市に住民票を置き、同居していることが条件となります。東京都に住民票を移した後は申請いただけませんので、出生届後、東京に住民票を移す前までに申請をお願いいたします。
13-2	令和7年3月生まれの子と以前川越市に住民票を置き、同居していましたが、5月に家族で市外に住民票を移しました。これから給付金の申請は可能ですか？	今回の給付金は、申請時に対象となるお子さんと川越市に住民票を置き、同居していることが条件となっていますので、現在川越市内に住民票を置き、対象のお子さんと同居していない場合は、申請いただくことができません。 また、埼玉県「子育てファミリー応援事業」についても、埼玉県外に転出した場合は申請ができません。ただし県内転出の場合、転出先自治体が県事業の対象地域となっているかによって対応が異なりますので、転出先の自治体にお問い合わせください。
13-3	令和6年8月生まれの子と以前川越市に住民票を置き、同居していましたが、10月に亡くなってしまいました。これから給付金の申請は可能ですか？	今回の給付金は、申請時に対象となるお子さんと川越市に住民票を置き、同居していることが条件となっており、現在川越市内に住民票を置き、対象のお子さんと同居していない場合は、申請いただくことができません。 また、埼玉県「子育てファミリー応援事業」についても申請ができません。
14-1	今回、川越市に引っ越しました。前の自治体で似たような給付金を貰ったのですが、申請できますか？	川越市事業は、市独自事業となりますので、前自治体で類似の給付金等の支給を受けていた場合も、対象となります。 なお、県事業については、前自治体で県事業の申請をされている場合、川越市転入後二重の申請はできないとのことです。

No.	質問	回答
14-2	今回、川越市から転出します。転出先の自治体で似たような給付金があるとのことですが、申請できますか？	転出先における事業は、自治体個別の事業であるため、自治体により基準が異なる可能性がございます。申請の可否については、転出先の自治体にご確認ください。 なお、県事業については、川越市で県事業の申請をされている場合、転出先で二重の申請はできないとのことです。
	問い合わせ先	こども未来部 こども政策課 認可・指導担当 049-224-6278（直通）